

■鳴尾浜臨海公園南地区植栽管理業務プロポーザル 質問及び回答

No.	項目	質問内容	回答
1	公募型プロポーザル審査基準 (審査項目) 第2条(1)業務実績と推進体制イ	配置技術者の直近10年間に行った業務実績件数について、配置技術者とは、「業務主任技術者」が該当しますでしょうか。或いは担当技術者も含まれますでしょうか、ご教示ください。	様式3-2及び3-3で業務主任技術者及び担当技術者の実績をご記載いただきますが、評価対象は、要項・11評価基準のとおり、業務主任技術者の実績となります。なお、様式3-2にご記載いただく業務実績は、業務主任技術者、業務責任者、現場代理人など業務管理の役割を担ったものが対象となります。
2	参考数量表 (鳴尾浜臨海公園(南地区)植栽管理業務)	除草作業が(春・秋～冬季)、(夏季)に分かれて記載されていますが、備考欄に記載の除草回数の年間回数がどちらの期間も同じ回数となっています。それぞれの期間で記載されている回数を行うということでもよろしいでしょうか、ご教示ください。	雑草の伸び具合にもよりますが、基本的にはそれぞれの期間で記載されている回数の除草清掃を行ってください。
3	参考数量表 (鳴尾浜臨海公園(南地区)植栽管理業務)	上木剪定(C=60~80cm)の備考欄で剪定回数が適宜となっていますが、(7月海づり広場ワシントンヤシ6本)も適宜となっています。下記項目の「高所作業車」でワシントンヤシ剪定1日と記載がありませんので、釣り利用者の安全確保から年1回の剪定が必要と考えてよろしいでしょうか。同じく西駐車場にもワシントンヤシが1本あり、車両への落下防止から年1回の剪定が必要と考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	ワシントンヤシは海づり広場利用者への落葉等落下を防ぐため、年1回7月頃に行うものを想定して適宜と記載しています。ご指摘頂いた西駐車場のワシントンヤシについても、車両への落葉等落下を防ぐため、剪定を実施してください。
4	参考数量表 (鳴尾浜臨海公園(南地区)植栽管理業務)	それぞれの年間回数について、生育状況等によって回数の変更は可能でしょうか、ご教示ください。	「仕様書・主な業務内容・2作業の内容」に記載した管理作業の数量は実施し、参考数量表に記載した数量及び時期は標準の目安であるため増減可能ですが、植物の生育状況が良好な状態を保つように努めてください。また管理作業着手前に業務計画書で概ねの回数変更を提示し、市監督員と協議してください。
5	別表1.芝生管理作業 参考数量表	参考数量表の回数は、生育状況等によって回数の変更は可能でしょうか、ご教示ください。	
6	別表2.宿根草花壇管理作業 参考数量表	参考数量表の回数は、生育状況等によって回数の変更は可能でしょうか、ご教示ください。	
7	別表3.バラ・ツルバラ管理作業 参考数量表	参考数量表の回数は、生育状況等によって回数の変更は可能でしょうか、ご教示ください。	
8	備品機械類について	西宮市備品の機械類の使用は可能でしょうか。使用できる場合、不具合が発生した場合の修理費については弊社で行うということでもよろしいでしょうか。また、乗用芝刈機は購入から10年近く経過しており、不具合が発生し修理しても治らない場合は、新規に購入していただけなのでしょうか、ご教示ください。	

9	事業者登録（競争入札参加資格）について	事業者登録（競争入札参加資格）について、「業務委託」については、令和6年3月で失効しており、「工事」のみの登録となっております。今回の鳴尾浜臨海公園（南地区）植栽管理業務に係る公募型プロポーザルに参加はできますでしょうか、ご教示ください。	「要項・6参加資格者の要件」のとおり、令和6年度西宮市競争入札参加資格者名簿に登録されていることが条件であり、工事等の登録種別は参加条件に影響はありません。
10	実施要項4ページ 9. 参加表明書等及び管理提案書の提出 芝生広場のイベント利用	1. 定例イベントはございますか。 2. イベントの共有はいただけますか。 3. イベントによる芝生の損傷が確認された場合、該当箇所の利用禁止等の措置は可能でしょうか。	1. 芝生広場は100人以上のイベント利用が年間10件以上、内1000人以上の規模のものは年3件程度行われておりますが、定例イベントは数件程度です。 2. イベント実施スケジュールの共有は、大小全ては困難で、大型イベントのみを想定しています。なおイベント利用と管理作業の調整は、業務当初に養生期間等イベント利用に支障が生じる管理作業のスケジュールを提出していただき、市はその期間を避けてイベントの使用許可を行う想定です。 3. 損傷箇所の利用制限措置は基本的に可能ですが、広範囲に及ぶ場合は市との協議になります。
11	実施要項6ページ 11. 評価基準 業務実績	1. 業務主任者の実績について、1ヶ所での業務実績が長期にわたる場合でも、1ヶ所としてのカウントとなるのでしょうか。 2. 芝生管理の実績において、国又は地方公共団体が所有する野球場の管理は含まれますか。	1. 実績対象は年間を通じた管理業務であるため、1年単位の実績が評価対象となります。例えば、1箇所でも年間通じた管理業務を5年間継続して実施していた場合、様式3-2,3には各年度毎で5件分記載可能です。 2. 野球場も含まれます。
12	植栽管理業務仕様書 (安全管理)	1. 「作業中、不慮の事故・・・賠償をしなければならない」とありますが、基本的に作業に対する第三者への損害(ケガ、破損)のみという認識でよろしいでしょうか。（それ以外の対応は市による対応） 2. 過去のトラブルや苦情等、業務に際して配慮や検討することはございますか。 3. 近隣等との覚書や取り決め等、業務に際して配慮や検討することはございますか。 4. 園内で迷惑行為等を確認した場合、注意喚起等どこまでの対応が可能でしょうか。（管理業務者として）	1. 受託者の管理作業に起因した第三者への損害に対する復旧および賠償が対象となり、植栽そのものに起因するものは、管理者の市が対応します。 2. 現在の指定管理体制では目立ったトラブルや苦情はありませんが、芝生広場で作業による利用制限の影響を少なくする管理を行っているため、業務委託でも配慮が必要と考えています。 3. 近隣等との管理作業の取り決めはございません。 4. 植栽管理に影響する迷惑行為等への対応は、相手方への声掛けや現場での簡易看板の設置を、可能な範囲でご協力ください。

13	植栽管理業務仕様書 (主な業務内容)	<p>1. 高木剪定について、毎年必須の作業（越境樹木、クレーム樹木）など、配慮が必要なエリアはございますか。（実施回数・養生期間・注意事項）</p> <p>2. 灌水スプリンクラーについて、詳細があればご教示ください。 (タイマー式OR手動式、設備自体の点検費用の有無、作動時の注意事項、工水の注意事項、夜間の散水は可能か、散水スプリンクラー配置図があるか)</p> <p>3. 芝生管理において、薬剤散布や除草剤散布の実施について、実績（実施回数、実施時の注意点、クレーム等）をご教示ください。</p>	<p>1. 高木剪定について、7月頃に海づり広場他ワシントンヤシの落葉塔落下防止剪定、10月頃にフラワーガーデン池周辺のクヌギの落葉対策剪定を行ってください。また、東駐車場の南側マツについては、2年に1回を目安に剪定を行ってください。特別な配慮が必要なエリアはありませんが、駐車場や園路周辺の高木については、安全のため、適宜、枯枝や支障枝の剪定を行ってください。</p> <p>2. 灌水スプリンクラーは芝生広場で作動しており、タイマー式で夜間の散水が可能、昨年度に工水から上水に切り替え、状態は良好です。現在の指定管理体制では、スプリンクラー式のため撒きムラ等に対応する点検調整を植栽管理担当で実施しています。また散水スプリンクラーの配置図もございます。</p> <p>3. 現在の指定管理体制では、芝生の生育が良好な状態のため、年1回、11月に土壌処理剤と除草剤を混合した薬剤の散布のみ行っています。芝生の状態に合わせて、適宜必要な薬剤の散布を行ってください。特別クレーム等は入っておりませんが、散布は周知や養生、利用者の少ない時間帯に配慮して行ってください。</p>
		<p>4. 池清掃において洗い出した排水（土砂・ヘドロを含む）について、現状の処理方法をご教示ください。</p> <p>5. 市民花壇・市民ボランティアについて、記載の作業以外は、市民活動団体または貴市による対応（ボランティアご自身のケガや事故、第三者への損害）という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>6. 市民活動団体の活動コンセプト、目的があればご教示ください。</p> <p>7. 現地において事務作業や休憩を行う場所（管理人室など）は確保可能でしょうか。</p> <p>8. 夜間についてのエリアごとの施設管理状況をご教示ください。 (パブリックな空間、施錠される)があるかどうか。</p>	<p>4. 土砂・ヘドロについては、産業廃棄物（汚泥）として指定管理者が搬出処理しています。</p> <p>5・6. 現在は指定管理者が主体になって、園芸講座を兼ねた市民ボランティアが参加する花壇活動を実施しており、参加者が習得した園芸知識・技術を各々居住の地域に持ち帰ることで、市内の緑化活動の普及啓発に繋げることを目的としています。本業務の受託者は、市民活動団体が参加する年2回の花苗配付・植替え補助を実施し、その連絡調整や園芸技術相談を実施してください。ボランティア活動による参加者自身や第三者への損害の対応は業務対象外です。</p> <p>7. 事務作業や休憩を十分に行える屋内スペースがないため、基本的にないものと考えてください。</p> <p>8. 芝生広場、フラワーガーデン、駐車場は夜間の立ち入りが可能です。本業務対象外の海づり広場のみ夜間施錠されます。</p>

13	植栽管理業務仕様書 (主な業務内容)	<p>9. 老朽化の樹木、バラ及びその他の樹木については、補植等の費用は別途という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>10. 現指定管理者より、引継ぎ等がございますか。</p> <p>11. 関係機関（有識者等）との連携等がございますか。</p> <p>12. 現在、池には魚等の生物は存在するのでしょうか。</p> <p>13. 市民ボランティア団体名をご教示ください。</p> <p>14. 園芸技術相談とありますが、本業務に関する対応なのでしょうか。団体に対してとなると、当該公園以外の相談等、多岐にわたるのかと考えた次第です。</p>	<p>9. 老朽化の樹木、バラ及びその他の樹木の補植の費用は本業務内に含まれておりません。補植が必要な箇所がありましたら、市と協議をお願いします。</p> <p>10. 引継ぎ等については、現地にて、市・受託者・現指定管理者が参加し、打合せする場を設ける予定です。</p> <p>11. ありません。</p> <p>12. 現在、池内にはコイ、メダカ、ウシガエル等が生息しています。</p> <p>13. 市民活動団体は、現在は指定管理者が主体となって実施している市民参加の花壇活動の参加者であり、団体名はありません。</p> <p>14. 業務対象は、年2回花苗植替の補助作業を行う市民花壇に関するものです。</p>
		<p>15. ポートハウス内の倉庫の大きさをご教示ください。</p> <p>16. 当公園管理に際し、調整が必要になる他業務があれば、ご教示ください。</p> <p>17. 芝生管理のブラッシングは、表層の芝カス除去と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>18. 曜日や時間指定（早朝）のある作業はございますか。</p> <p>19. 休日（土・日・祝）作業実施は可能でしょうか。</p> <p>20. 各作業および巡回等に使用する管理車両（軽トラック等）の園内常駐車は可能でしょうか。</p>	<p>15. ポートハウス内の倉庫については、約20㎡（3.3m×6.3m）のスペースをご使用いただけます。</p> <p>16. 調整が必要となる業務等は以下を想定しています。 ●海づり広場・駐車場の指定管理業務（令和7～9年度） ●旧リゾ鳴尾浜の解体・再整備等工事（令和8年度以降）</p> <p>17. 芝生管理のブラッシングは、表層の芝カス除去という認識です。なお、ブラッシング以外の方法での芝カス除去を検討いただいても構いません。</p> <p>18. 曜日や時間を指定する作業はありませんが、公園利用の制限を少なくする管理を実施してください。</p> <p>19. 休日（土・日・祝）の作業は不可能ではありませんが、公園利用の支障とならない作業に限ります。</p> <p>20. 令和7年度は園内で管理車両の駐車スペースが確保可能ですが、令和8年度以降は、今後の解体・再整備等工事の内容によっては変更となる可能性があります。なお駐車時は管理車両であることが分かるようステッカー等を掲示してください。</p>